

予算決算委員会厚生分科会記録

1 日 時 令和2年12月15日（火曜日）
開 会 午前10時41分
休 憩 午前11時29分
再 開 午後 1時07分
休 憩 午後 1時27分
再 開 午後 1時35分
閉 会 午後 2時09分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 9人
分科会長 高 田 真 里
分科会副会長 泉 英 之
委 員 松 井 邦 人
// 金 井 毅 俊
// 橋 本 雅 雄
// 松 井 桂 将
// 鋪 田 博 紀
// 高 田 重 信
// 高 見 隆 夫

4 欠席委員 0人

5 説明のために出席した者

【福祉保健部】

部長	酒井 敏行
部次長	岸 重臣
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉担当）	高畠 利明
保健所長	瀧波 賢治
参事（地域保健活動担当）	加藤 浩子
参事（婦中行政サービスセンター地域福祉課長）	藤井 泰三
参事（保健所次長）	古川 弘美
参事（保健所保健予防課長）	宮崎 英明
福祉政策課長	光岡 伸一
生活支援課長	丸本 昌
指導監査課長	三邊 泰弘
障害福祉課長	沼崎 益大
長寿福祉課長	土地 満
介護保険課長	片山 正和
保険年金課長	鈴木 富勝
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	原 雅博
大山行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 克彦
保健所地域健康課長	横山 浩二
保健所生活衛生課長	宮前 仁
まちなか総合ケアセンター所長	山田 弘美
看護専門学校事務長	長森 貴弘
福祉政策課主幹（調整担当）	澤野 重雄

【こども家庭部】

部長	田中 伸浩
部次長	舟崎 文彦
参事（こども保育課長）	竹井 博文
参事（婦中行政サービスセンター地域福祉課長）	藤井 泰三
こども支援課長	関谷 雄一
こども福祉課長	本郷 由佳
こども健康課長	酒井 敦子
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	原 雅博
大山行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 克彦
まちなか総合ケアセンター所長	山田 弘美
子育て支援センター所長	加藤 祥子
こども支援課主幹（調整担当）	温井 信之

【市民生活部】

部長	岡地 聡
部次長	広瀬 圭一
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	宮津 公明
参事（市民生活相談課長）	山森 豊
参事（市民課長）	古川 安代
生活安全交通課長	森川 知俊
男女参画・市民協働課長	高田 まどか
スポーツ健康課長	若松 潤
大沢野行政サービスセンター所長	中田 俊彦
大山行政サービスセンター所長	酒井 英幸
八尾行政サービスセンター所長	荒木 英仁
婦中行政サービスセンター所長	毛呂 知昭
山田中核型地区センター所長	高杉 稔
消費生活センター所長	川越 直樹
市民生活相談課主幹（調整担当）	鳥取 則子

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課主査	白山 江梨花
議事調査課主事	北山 栞

7 会議の概要

分科会長 ただいまから、令和2年12月定例会の予算
決算委員会厚生分科会を開会いたします。
審査に先立ち、分科会記録の署名委員に橋本
委員、松井 桂将委員を指名いたします。
これより、福祉保健部所管分の議案の審査を
行います。

議案第157号 令和2年度富山市一般会計
補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の
補正、歳出第3款民生費中、福祉保健部所管
分、第4款衛生費中、福祉保健部所管分、第
3条債務負担行為の補正中、福祉保健部所管
分、

議案第160号 令和2年度富山市後期高齢
者医療事業特別会計補正予算（第2号）、

議案第161号 令和2年度富山市介護保険
事業特別会計補正予算（第2号）、

議案第162号 令和2年度富山市国民健康
保険事業特別会計補正予算（第2号）、

以上4件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉保健部長 〔挨拶〕

福祉政策課長 〔議案第157号中

民生委員活動事業費について、
新型コロナウイルス感染症対策基金費について、
議案概要書により説明]

障害福祉課長 [議案第157号中
心身障害者福祉推進事業費について、
自立支援給付事務処理システム事業費について、
議案説明資料により説明]

長寿福祉課長 [議案第157号中
認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険事業費について、
議案説明資料により説明]

介護保険課長 [議案第157号中
介護サービス事業所等支援事業費について、
議案第161号について、
議案説明資料により説明]

保険年金課長 [議案第157号中
基礎年金等事務費について、
年金生活者支援給付金事務費について、
議案第162号について、
議案概要書により説明]

看護専門学校事務長 〔議案第157号中
管理運営事務費について、
議案概要書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
初めに、議案概要書14ページ、福祉政策課
から説明のありました、民生委員活動事業費
と新型コロナウイルス感染症対策基金費につ
いて、質疑のある方はいらっしゃいますか。

高見委員 民生委員活動事業費について、費用弁償を1
人当たり1,200円増額して年間1万3,
500円にされるということなのですが、こ
の額は富山県内の各市町村で統一されてい
るのですか。そうではなく、富山市独自の数字
なのですか。

福祉政策課長 各市町村独自に、それぞれで決定しておられ
ますので、ほかの市町村と一緒に額ではあり
ません。

高見委員 民生委員の皆さんの仕事というものには、毎
月1回、対象者の家庭を回る、その報告書
を出す、いろいろな会合に出席するなど様々
なものがあるのですが、やはり、活動量が相当
多くなってきているのですね。

金額が高ければ高いほどいいということは一概には言えませんけれども、この富山市の1万3,500円という金額は、県内の市町村の中でどの程度のところにいるのでしょうか。上、中、下のどの程度の位置になるのですか。

福祉政策課長 はっきりと県内での比較をしたことがないのですが、低くはないと思っています。そもそも国の交付税措置は、これより低い金額です。恐らくほかの市町村でも上乘せして交付しておられるのかもしれませんが、富山市も上乘せをしております。すみません、一概に低いか高いかは承知しておりません。

高見委員 先ほど言いましたけれども、活動量が相当多くなってきていますし、ましてこういう時代で、老人世帯が増えてきているわけですね。老人の単身、老人夫婦、あるいは家族全員が老人というようなところが増えてきているものですから、仕事量をもう少し何かの形で変えていかないと。各地区で、民生委員の受け手がいないということが起きてきています。これはものすごく深刻になってきているのですね。今の状態を続けていくと、さらに民生委員の

受け手がいなくなってくると思います。そう
なってしまうとそれこそ大変な事態になるも
のですから、その辺について、福祉政策課長
も大変だと思いますけれども、福祉保健部と
して、民生委員の身分保障というか、立場保
障というか、そういうことについて考えてい
ただいて、将来的にしっかりとした報酬を出
していかないと大変なことになるだろうなと
思うのですが、部長、そういう方策について
何か考えているものはありますか。

福祉保健部長

日頃から、民生委員の方々とは意見交換をさ
せていただいております。

業務内容も様々に複雑化し、福祉の内容自体
も複雑化している一方で、個人情報の問題で
すとか、あとは地域コミュニティーの問題で
すとか、かつてとは環境が随分変わってきて、
民生委員それぞれの活動も大変難しくなって
きていることは承知しております。

引き続き、民生委員の方の活動の状況なども
しっかりお聞きしながら、必要な見直しなり
協力なりをしていきたいと思っております。

高見委員

民生委員だけでは活動し切れないというこ
とで、保健推進員ですとか、いろいろな形のサ
ポート的なシステムをつくっておられるので

すね。老人世帯になってくると、それとはまた別に、地域の近隣の人をお願いして見守りをしていただいている。そこには市からお金が何百円だけれども出ているということですが、その世話をするのも民生委員の仕事という形になっています。

これから本当に大変な時代になっていく中において、民生委員というものはとても重要なというふうに思っておりますので、これは今日明日にすぐどうしろ、こうしろということではないのですが、近い将来に向けて、民生委員の身分の確立というか、地域でしっかりと活動してもらえるような民生委員さんに出てきてもらえるように、体制づくりをしっかりとやっていくことが大事だろうなと思えます。

これは確かに先ほど部長も言ったようなことで、個人情報のものでごく細かいところまで突っ込んでいかなければならないというところもあるものですから、またひとつ努力していただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

分科会長

福祉政策課の案件で、ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 それでは、議案説明資料5ページを含めて、障害福祉課所管分で、質疑のある方はいらっしゃいますか。

高田 重信委員 システム改修について一多分そうだろうとは思いますが一応最初に、この事業の委託先についてお聞きします。
今まで委託されているというか、今までやってこられたところと同じところに委託される予定なのかどうか、まずお聞かせください。

障害福祉課長 今回のシステム改修については、来年4月からの運用に合わせて滞りなく業務を行う必要がございますので、現行システムに精通しているということが不可欠な条件になってくると思っております。
そのために、当初から開発に携わった業者、なおかつ現在も保守点検をしていただいているところに再度委託をして、実施したいと思っております。

高田 重信委員 そうしましたら、引き続き行われるという形で理解すればいいですか。

障害福祉課長　そうです。

高田　重信委員　議案説明資料5ページの事業内容には、変更のほか創設と書いてある部分もありますが、今まで使っていたシステムに変更をかけるので、それに合わせて創設もしていくということになると、このシステムには思ったよりお金がかかっていないのかなという思いがあるのです。

こうしたシステムの管理などといったところについては、障害福祉課のほうでも把握されているのでしょうか。

障害福祉課長　もともと既存の現行のシステムの中でも、報酬体系を反映した内容になっておりますので、今回の改正に合わせて、修正が必要なところについてはその体系の中でまた改めて改修をしていくというようなイメージで思っております。

高田　重信委員　議案説明資料には、令和3年4月に実施される制度改正との記載がありますが、当局のほうには、変更点などについて、それなりのお知らせのようなものが国からきちんと来ているということでしょうか。

障害福祉課長 現段階ではまだ最終的な決定はしていないのですが、今年度、国のほうでは何回か検討会などを開催されておりまして、直近では本年12月11日の資料が示されておりまして、その中には、今回議案説明資料に記載させていただいたような事柄等が示されているところではございます。

高田 重信委員 特に、議案説明資料の（3）事業内容のイに、各サービスにおける報酬単価の見直し・細分化と記載されていますよね。この内容も結構細かい情報が既に来ているという捉え方でよろしいですか。

障害福祉課長 今回はこのような記載にさせていただいておりますが、例えば入所施設における口腔衛生や摂食嚥下機能の支援に係る加算ですとか、放課後等デイサービスの利用時間に応じた報酬などについては、これまでですと、4時間以上、4時間以下というような2つの区分になっていましたけれども、さらに時間数を細かく刻んで実施されるというふうに聞いております。

あとは、ヘルパーについても、熟練の度合いといえますか、スキルに応じた細かな報酬体系を今回は予定されているというようなこと

でございます。

高田 重信委員 そうしましたら、このシステム改修は、来年4月にはもう出来上がるということでしょうか。

障害福祉課長 そうですね。もともと新たに一から作り直すというのではなくて、今現在のシステムに今回の改正に見合った改修を施していくということでございますので、来年4月から運用させていただきます。

高田 重信委員 今まで答えられたようないろいろな情報がきちんと反映されていった中で、来年4月には間違いなくその内容でできますかという質問なのですが。

障害福祉課長 はい。大丈夫でございます。

高田 重信委員 そうしましたら、私たち議員にそういった情報が必要なのかどうかは分かりませんが、大きな項目などに変更があったら、聞かせてもらうことは可能なのですか。

障害福祉課長 今回、議案説明資料5ページの(3)で主な改正点については説明させていただきました

が、非常に多岐にわたる上、細かな内容もあり、この資料1ページではなかなか収め切れないようなボリュームにはなっておりますので、一応主立ったものを今回説明させていただいたところでございます。

高田 重信委員 そうしましたら、いろいろ尋ねたら聞かせてもらえるということによろしいですか。

障害福祉課長 はい。国から示された資料もございますので、それはまた御説明できると思います。

高田 重信委員 よろしく申し上げます。

高見委員 今回のこのシステム改修の件に関連して、私は、過去にも二、三回同じようなことを言っているのですが、私たちの感覚からすると、金額がものすごく高いのです。

この金額と業者については、入札で決めているのでしょうか。

障害福祉課長 情報統計課の中に担当の専門監がおりますので、こういったシステム改修については必ずその審査を経て、査定を受けながら実施するということになっております。

実際にこの提案させていただいた金額もち

ろんそうなのでございますが、執行する段階において、また情報統計課のほうのアドバイスなり、査定を受ける形で行いますので、通常の流れでいけば、こちらの金額を下回る価格で執行するケースが多いことになっていきます。

高見委員

システム改修については、今ここに出てきている障害福祉課や、後々出てくる介護保険課も、そして福祉保健部ばかりではなく、ほかの部署にもいろいろなものがあるのですね。システム改修ですとか、そういうものについて、年間どれだけのお金を使っているのでしょうか。

確かにそういうものを整備することは大事だけれども、その金額が妥当なのかどうか分かりません。私たちは年が行っているからなのかもしれないけれども、腑に落ちない部分が結構出てきているのですね。

話が少し横道にそれてしまっておめんなさい。これはほかの部署にまた言わなければいけないと思いますけれども、人件費を使ってでも、市役所の内部で、しっかりとそういうものを作れる人間を養成してやっていったほうがよっぽど安上がりだと思うのです。

今は若い人や子どもたちがコンピューターで

すとか、いろいろなものについてものすごくしっかりと勉強する時代になってきているので、私は、こういうことについては一考を要するのではないかというような思いを持っております。それだけです。

分科会長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 それでは、議案説明資料6ページの長寿福祉課の案件について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

松井 邦人委員 認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険の被保険者は、富山市認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤルの登録者のうち保険加入を希望する者というふうに記載されているのですが、緊急ダイヤルの登録者は実際どれぐらいいて、令和元年度の実績でもいいのですが、そのうち何割の方が保険加入を希望されているのかお聞かせください。

長寿福祉課長 まず、SOS緊急ダイヤルの登録者数は直近の本年11月現在で500名でございます。委員の御指摘がございました前年度末につい

ては416名なので、84名増加しております。

また、そのうち認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険に加入しておられる方は、本年11月現在で345名で、加入率が69%です。前年度末においては269名で、加入率が64.66%だったので、登録率も加入率も増えているという状況にあります。

松井 邦人委員 今の加入率は69%、7割ぐらいという形なのだと思いますが、私の家族ではまだ認知症を抱えている者がいないのですけれども、実際に認知症の方を抱えている家族にしてみると、やはりこういった制度があるというのをしっかり周知して、加入率を上げてあげることがより安心して暮らせることにつながると思います。

そういった、加入率向上に向けての取組というものに関してどう考えているのかお聞かせください。

長寿福祉課長 損害保険事業は1年契約で、更新して同じ人がまた加入しておられたりしますので、その際には、緊急ダイヤルに登録しておられる方に対しても周知を図るような形を取っております。

こちらの事業は去年、令和元年度から始まっているのですが、加入率については、当初5割ぐらいだったのが今現在では7割ぐらいと、毎月どんどん上がっていっているのです、このままいけば、最終的な加入率といたしましても、来年度末には8割ぐらいの方に加入していただけるのではないかとということを目指しております。

松井 桂将委員 補償内容についてお聞きします。1事故について1億円を上限に保険金が支払われるものだというふうに理解しますが、これは富山市が受取人になるのでしょうか。

長寿福祉課長 保険金の受取人は、本人もしくはその御家族という形です。
この保険が始まった発端は、JR東海の列車を認知症の方が止めたということで700万円ぐらいの損害賠償を家族に請求されたということが契機になっています。
要は、認知症の方の場合は、何かあると実際に損害賠償請求を受けるのはその家族の方である場合が多いので、その家族の方なり本人に対して、この保険金は支払われるという形になっております。

松井 桂将委員 実際に、加入開始はまだ令和元年からとのことですが、これまでに事故があったのかなかったのか教えてください。

長寿福祉課長 幸い、今のところ、この保険金が支払われるような事故は起きておりません。

松井 桂将委員 先ほど債務負担行為と言われましたけれども、保険自体が毎年更新であるという意味で理解してよろしいでしょうか。

長寿福祉課長 はい。毎年3月31日の午前4時に更新になるものですから、どうしても前の年になってしまうということで、毎年、債務負担行為が発生するという形になっております。

松井 桂将委員 今ほど松井 邦人委員からもありましたけれども、本来自己負担もなくて、そういう保険なのに、なぜ残り3割の方は加入をされなかったのでしょうか。
加入勧奨に関して、問題点があったのではないのかなと思うのですが。

長寿福祉課長 文書による案内等を行っているのですが、対象者が大量にいるので一もう少し加入率が上がってきて、非加入者の人数が絞れてきたら

個別にアプローチ等をする形を取って、さらに加入率を上げていくことができればというふうに思っております。

松井 桂将委員 加入率100%を目指して、しっかりとした取組をお願いします。

福祉保健部長 今回の導入のもともとの目的は、SOS緊急ダイヤルに登録をしていただくことで、そのためにこういった保険も付帯しておりますということで周知しております。本来は、SOS緊急ダイヤルに登録をしていただくことが目的なのです。

この損害保険そのものについては、導入の際には庁内で議論もしまして、基本的にはいわゆる個人の責任において本来加入するべきものでありますけれども、SOS緊急ダイヤルの加入を促すための制度として導入しました。この保険そのものは、実は一般の自動車の損害保険の付帯で、非常に安い金額で個々に掛けることもできますので、この制度が始まる前から、もう既に加入しておられる方も恐らくいらっしゃるのですね。

そういったことも考えられますが、引き続きSOS緊急ダイヤルにこういう制度も付帯しているということの周知も併せて、加入者、

登録者を増やす努力はしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

高見委員

今の件ですが、今部長が言ったように、自動車の保険にもつけられるということをやはり市民の皆さんにしっかりと周知していくことが大事だろうなというふうに思うのです。

今年の春、朝6時頃に、私の家の前を全く面識のないばあちゃんが一人でふらふらと歩いているところにたまたま出会いました。「ばあちゃん、どうしたかよ」と言って体に触れたら、もうべたべたになっていました。

それからすぐに警察に電話して迎えに来てもらったのですが、その人は何と富山市の中心部の人でした。夜中に家を出て私のところまで歩いてきていたわけです。

それで、名札も何もつけていないのですね。名前も何も分からないものだから、SOS緊急ダイヤルも全くすることもできないというような状況でした。それで警察に預けて、あとは警察が何とか手を尽くして探したら、富山市の中心部のばあちゃんだったのです。

こういったこともあるものですから、やはりSOS緊急ダイヤル自体をしっかりと老人家庭を中心に周知していくことが大事だろうなと思うので、その辺の徹底についても、部長、

ひとつよろしくお願いします。

橋本委員

少し確認したいと思います。先ほど部長が言われた日常生活の賠償保険などは、認知症の人が、偶然の事故によって他人の財物を壊したとか、けがを負わせたりということがあれば補償されるものだと思っております。

これは認知症の方に特化した保険ということなのでしょうか。

実は昔、このようなことがあったのです。認知症で、全く関係のない人の車を、自分のついでたたいて、周り中をへこませてしまったということで—これは本当の偶然の事故ではないような出来事なのですけれども、こういった事故でも補償されるような保険なのではないでしょうか。

長寿福祉課長

あくまで、要は皆さんが一般的に言われる個人賠償保険の、リスクの高い認知症の人でも補償が出るという保険になっていますので、今言われたように、ついで人の物を壊したとかそういうものであれば、基本的には対象になるかと思えます。

まず保険会社のほうに問い合わせさせていただいて、対象になるかどうかの確認はさせていただいていますが、今言われたものについては、

基本的に対象になると思っております。

橋本委員 認知症に特化したような補償内容で、今のようなものでも対象になるのであれば、この保険に加入することができるということがSOS緊急ダイヤルに登録することのかなりのアピールポイントになりますので、また保険加入も含めて、こういった緊急ダイヤル登録をぜひ拡充していただきたいなと思っております。

松井 邦人委員 要望なのですが、先ほど部長もこの事業の本当の目的はSOS緊急ダイヤルの登録者数を増やすことだと言われたと思うのですが、けれども一令和元年に事業を導入するときの説明などでもしかしたらそういうことを言われていたのかもしれないですが、正直、失念していましたので—そういった意味では、この議案説明資料の目的のところでもそういったことにも触れておいていただけると私たちも理解しやすいので、今後そういうふうに記載の変更というか、記載方法についてまた検討していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

分科会長 次に、介護保険課所管分について、質疑のあ

る方はいらっしゃいますか。

鋪田委員

議案説明資料 8 ページのシステム改修に関連してお伺いいたします。

報酬改定ですとか制度改正のたびにシステム改修が行われるわけなのですが、例えば議案説明資料の(3)事業内容のイの③に、文書負担軽減に伴うシステムフロー変更等という記載があります。負担軽減だけではなく、チェック漏れ等についても、制度が変わったのにそのまま書類が通っていくというようなことがないようにするために、エラーをはねるという改修もシステム改修のたびに当然されているのではないかなというふうに思っています。

改正、改定前の今までの申請内容が間違っていて通っていったりすることをはねるような改修は、このシステム改修には含まれていますでしょうか。

介護保険課長

今の御質問の点ですけれども、御指摘のあったイの③について申しますと、例えば今まで自由記載で文字を入力するような画面だったものを、チェックボックスをつけて丸をつけるですとか、該当するところにチェックをつける、あと定型的な文字の入力については手

入力の手間を省いて、ア、イ、ウと選択肢の中から選ぶというような変更により、こういったフローも変わるといふものもあります。後段、御質問のありましたエラーに対する対応ですけれども、そういった点については、報酬改定に限らず、例年何かしら、機能の向上ですとか、使いやすさの向上というものはシステム改修の中でやってございます。エラーを表示させるですとか、強制的に入力させないようにするですとか、システムを利用する方々が間違った使い方をされないような入力方法、パソコンの仕様等について、今回も当然いろいろな項目の中で、改修の内容に含まれております。

鋪田委員

なぜこのような質問をしたかということ、かれこれ四、五年ぐらい前になりますが、訪問系の事業所で、年度途中で制度が変わった際に、役所の窓口での対応が始まってからシステム改修が終わるまでの間にタイムラグが生じたことが、かつて実際にありました。

そのために、サービスを受けた方に本来請求できない事項についてお金を請求してしまい、後ほど監査が入ったときに、これはもう請求できないサービスですと指摘され、その事業者は各サービス利用者にお金を返還したとい

う事例がかつてありました。

これはたまたまシステム改修の時期等が複雑だったために対応が数か月遅れて、市役所の窓口でそれをはねることができなかったということでした。

そのようなエラー対応をしっかりと行っていただいて、利用者も、それから事業者も、報酬改定ですとか制度改正があったときに、安心してこのシステムを利用できるようにしていただきたいなという趣旨で質問いたしました。

これは調べていただくとよく分かると思うのですが、過去のそういった事例について、何か御存じのことはございますか。

介護保険課長 私把握している時点では、今の委員御指摘の部分について、詳細については把握しておりません。

鋪田委員 まれにそういった事象が表面化することで、その都度その課題が分かるということがあるものですから、ぜひ過去のそういったことを調べていただいて、またシステム改修の際には万全を期していただきたいと思います。以上です。

泉委員

高見委員の先ほどの質問とかぶるのですが、基本的には、最初に導入されたシステム会社がそのまま継続してシステム改修をしているという状況が見受けられます。

例えば建設業で言えば、きちんと入札があって、その中で法定的な歩掛があって、それでメンテナンスは幾らで行うという入札がまた行われるわけなのですが、こういうシステムにおいてはそういうことが可能なのかなのか少し伺いたいです。

分科会長

分かりますか。

福祉保健部長

システムは、原課、原部局としてそれぞれで入れているので、先ほど高見委員からもありましたけれども、システムの改修の価格が適当かどうか判断することはなかなか難しいです。一個人的には高いと思うところもあります。ただ、そういったこともあって、専門監を情報統計課のほうに配置して、この改修内容であればどのくらいの改修経費が適当かということの審査をしていただいております。

やはりシステムの性格上、最初の導入は非常に慎重に行います。プロポーザルをしながら提案協議をして決定しています。かつては1円入札といったようなことが話題にもなりま

したけれども、その辺りは非常に難しいところ
です。それぞれの部局で行うのは大変な
ので、システムに関しては契約課と情報統計課
のほうで課題を検証されるのであろうという
ふうに思います。

今はまだ分かりませんが、国の状況など
を見ておきますと、今後、マイナンバーな
どの関係と事務処理システム系を全国で統一
するという国のほうの動きもあるように聞い
ておきますので、そういったことをしっか
りと注視していきたいと思っています。

分科会長 それでは、保険年金課所管分ですが、議案概
要書の15ページと19ページの説明につ
いて、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 それでは、看護専門学校管理運営事務費につ
いて、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑
を終結いたします。
これより、議案第157号中福祉保健部所管

分、議案第160号から議案第162号まで、
以上4件を一括して意見の表明を行います。
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。
以上で、厚生分科会福祉保健部所管分の議案
の審査を終了いたします。

午前 11時29分 休憩

~~~~~

午後 1時07分 再開

分科会長 これより、こども家庭部所管分の議案の審査  
を行います。

議案第157号 令和2年度富山市一般会計  
補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の  
補正、歳出第3款民生費中、こども家庭部所  
管分、第4款衛生費中、こども家庭部所管分、  
第3条債務負担行為の補正中、こども家庭部  
所管分、

議案第159号 令和2年度富山市母子父子  
寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第  
1号）、

以上2件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

こども家庭部長〔挨拶〕

こども家庭部次長〔議案第157号中  
人件費補正について、  
議案説明資料により説明〕

こども支援課長〔議案第157号中  
児童健全育成事業費について、  
議案概要書により説明〕

こども保育課長〔議案第157号中  
私立保育所等補助事業費について、  
私立保育所等管理運営費について、  
議案概要書により説明〕

こども福祉課長〔議案第157号中  
ひとり親家庭奨学資金貸付事業について、  
ひとり親家庭学習支援事業について、  
議案第159号について、  
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
初めに、人件費補正の部分について、質疑の  
ある方はいらっしゃいますか。

高見委員            ことも保育課の保育所費の部分が減額になっている件について、もう1回説明をお願いします。

ことも保育課長    ことも保育課の保育所費の減額の部分、1億7,000万円余りの件でございますね。総人数で言いますと、当初は約470名を見込んでおりましたが、予算の補正時の実績では445名で、マイナス25名と、人数が減っております。内訳はいろいろあるのですが、退職であったり、育児休暇を取られたり、あとは新規採用職員が見込みより7名程度少なかったといったようなマイナス要素があります。定年退職をされて再任用された方についてはプラスの要素があるのですが、そういったようなものをトータルした額が1億7,000万円余りというふうになっております。

高見委員            採用人数も少なくなったということをおっしゃったのですが、全体としては、少なくとも何とかできるということなのですか。

ことも保育課長    当初予算の要求段階では、具体的に言いますと新規採用者分として三十数名分の予算を見ていたのですが、翌年度にどなたが退職され

るかとか、再任用を希望されるかどうかということ年度末になってから決まってしまう。そういったものを見込みながら、実際に採用したのが24名でございましたので、その差が出てきております。

ただ、毎年4月1日の職員の配置につきましては、利用調整といいますか、利用入所申込みの数によって保育士をしっかりと配置しますので、7月の段階ではしっかりと足りた数になっております。

分科会長 続きまして、議案概要書15ページ、こども支援課、こども保育課の国庫支出金返還金について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 それでは、議案説明資料の3ページ以降、こども福祉課に係る案件について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

高見委員 ひとり親家庭奨学資金貸付事業の中で、事業目的の中に、卒業後5年間、市内企業で正社員として勤務した場合は、貸付金を返さなくてもいいというようなことが記載されています。これは素直にこのまま受け止めさせてい

ただなのですが、ただ、こういうケースがあると思うのですね。同じ市内の企業であっても、A社に3年間勤務したと。その後、どうも体に合わないということで、B社に2年間行ったと。このような場合はどうなるのですか。

こども福祉課長 A社で3年間、B社で2年間勤務ということですが、例えば両方富山市内の企業であっても、正社員として採用されたという場合については、貸付金返還の全額免除の対象としてみなすということになります。

高見委員 分かりました。それを聞きたかったのです。

橋本委員 今回の件で聞きたいのですけれども、A社とB社の間に空白があっても大丈夫なのでしょうか。

こども福祉課長 最初の会社を何らかの理由で退職されて、その後、例えば就職活動期間などといった期間があった場合、90日間までは猶予として見るということにしております。  
90日間を経て、また正社員として市内のどこかの企業に採用されたということであれば、

通算5年間というふうに計算する予定でございます。

泉委員 ここに正社員と記載されているのですが、正社員といいますのは、法人格を持たない個人事業者—例えば八百屋さんですとか—であってもオーケーなのかどうか確認したいのですが。

こども福祉課長 一応、個人経営であったりということも考えております。とにかく富山市内に何らかの事業所なり、お店等があれば基本的には大丈夫だということで、今検討している最中でございます。

泉委員 もう1点、これは基本的には貸付金なのであって、5年間勤めた場合は返還が要らないということなのですが、つまりは、大学なり専門学校を出た後、返還を停止するという格好で進めていかれるのか、それとも一旦返還して、5年経った後にその分がまた戻ってくるといったような格好か、どちらの方法でしょうか。

こども福祉課長 卒業された時点でどこかに正社員として勤められた場合には、1年ごとに返還することを

猶予させる、猶予期間としてみなしていきま  
す。それを1年間、2年間と積み上げていっ  
て、5年間の猶予期間を経て、その時点で全  
額免除となるということにしております。

金井委員

議案説明資料4ページの、ひとり親家庭学習  
支援事業について、私が持っている情報が少  
ないのですけれども、山室公民館の場合、本  
年4月から6月まで休んで、9月から月3回  
やっているというような形なのです。

それで、資料には20名と書いてありますが、  
どうも私の見る限りでは十二、三名がいいと  
ころかなと一その辺は、中をのぞいていない  
ので正確には言えないのですけれども。

この20名という人数に関しては、もう20  
名以上登録がされているのか、あるいはその  
数には届いていないのかなど、今までの実績  
のようなものが分かれば少しお聞きしたいの  
ですけれども。

こども福祉課長

山室公民館につきましては、定員を20名と  
させていただいておりますが、本年度につ  
きましては、登録していらっしゃる方が31名  
いらっしゃいます。

31名登録していらっしゃいますけれども、  
例えば御自身の御都合だったり、何か予定が

入ったりなどといったことで、実際にいつも31名の方が受講していらっしゃるというわけではございません。そこは少し欠席もあるということで理解しているところでございます。

金井委員 ちなみに、呉羽公民館と、とやま市民交流館の登録者数はわかりますか。

こども福祉課長 呉羽公民館の登録者は10名でございます、とやま市民交流館のほうが51名でございます。

分科会長 ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第157号中こども家庭部所管分、議案第159号、以上2件を一括しての意見の表明を行います。

意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、厚生分科会子ども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。

午後 1時27分 休憩

~~~~~

午後 1時35分 再開

分科会長 これより、厚生分科会市民生活部所管分の議案の審査を行います。

議案第157号 令和2年度富山市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、市民生活部所管分、第3款民生費中、市民生活部所管分、第2条繰越明許費中、市民生活部所管分、第3条債務負担行為の補正中、市民生活部所管分を議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

市民生活部長 〔挨拶〕

市民生活部次長 〔議案第157号中
人件費補正について、
議案説明資料により説明〕

生活安全交通課長 〔議案第157号中

防犯カメラ設置補助事業について、
横断歩道ルール・マナー定着事業について、
議案説明資料により説明]

スポーツ健康課長 〔議案第157号中
富山市スポーツ施設の指定管理者の指定及び
債務負担行為の追加について、
市民球場フィットネスルームエアコン更新事
業について、
議案説明資料により説明]

八尾行政サービス
センター所長 〔議案第157号中
八尾行政サービスセンター移転改修設計業務
について、
議案説明資料により説明]

市民生活部次長 〔議案第157号中
細入中核型地区センター移転改修設計業務に
ついて、
議案説明資料により説明]

分科会長 これより、質疑に入ります。
まず、人件費補正について、質疑のある方は
いらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 それでは、議案説明資料３ページ、防犯カメラ設置補助事業について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

鋪田委員 事業目的のところに、申請件数の増加に伴いと書いてありますが、この増加の理由一例えば県警のほうで防犯カメラをお試しできる制度をつくられたということも関係あるのかなと思うのですが、主な理由についてお答えいただけますでしょうか。

生活安全交通課長 平成３０年度以降にこの申請が増加し始めました要因といたしましては、そもそも平成３０年に発生いたしました奥田交番ですとか池多駐在所への襲撃事件、それから一般住宅への発砲事件が発生したことが起因となっているのではないかと考えております。

それで、今、委員がおっしゃいましたとおり、平成３０年１０月から県警におかれましては防犯カメラレンタル制度を開始されたところでございます。

本市におきましても、昨年度、子どもの安全確保を主な目的といたしまして、通学路などの公共空間の街灯に防犯カメラを１３０台整備いたしました。そこで、市民の皆様の間では、防犯カメラの設置は犯罪の抑止効果があ

るというふうな認識が広まってきたものと考えております。

最近の町内会からの申請でございますが、町内の出入口ですとか、それから住宅街の細部などへの設置要望が増えてきております。

鋪田委員

基本的にはこの事業の補助要件というものは変わっていないのかなというふうには思っているのですが、認知件数ですとか一定の要件がもともとありました。それについて、もし基準が変わっていないとすれば、運用面でそういったニーズに答えようと何か努力をされているのかどうか、その辺はどうなのでしょうか。

生活安全交通課長

要件に該当するかどうかという基準につきましては、過去2年間で5件の該当する犯罪行為があったのかどうかということが1つのポイントとなっております。

まず町内会におかれましては、地元の駐在所または交番で、その町内において、過去2年間に、例えば声かけのような街頭犯罪が把握されておりましたら、そういうものもカウントして5件とするというような方法でございます。

強盗ですとか、そういうものはめったにない

ことなのですけれども、声かけ事案一不審者が児童・生徒に対して声かけをするというようなことは結構頻繁に起こっているところでございます。そういうものもカウントしております。

そのようなものを減らすことは犯罪抑止には大きなことだと思っておりますので、運用面としては特に変えてはおりません。事件を未然に防ぐためには、声かけ事案という部分も重視しているというところでございます。

高見委員

生活安全交通課長、御苦労さまです。努力していただいております。

この事業が始まってから、市内の防犯カメラの総台数というか総基数は、全部でどのぐらいありますか。

市のものもあるし、警察の補助のものもあるし、県のものもありますよね。それらのようなものを合わせると、大体どのぐらいについているのでしょうか。

生活安全交通課長

まず、本市の防犯カメラ設置補助事業につきましては平成26年度から始めておりまして、令和元年までで90台を、補助対象として設置しております。

そのほかでございますが、まず富山市の施設

におきましては、令和2年1月の数字でございますけれども、1,736台あります。具体的には、小・中学校に373台、保育所・幼稚園に111台、庁舎・ホールに251台など、合計1,736台となっております。そのほかに、市内の鉄道の駅に215台、市内の商店街に90台、市内の町内会等に101台、それと、アヴィレの自転車ステーションに36台です。

それと、こちらは少し古い令和元年6月の数字になりますが、市内のコンビニエンスストアにも店舗の外を映しているカメラがございます。それが214台と、加えまして、昨年つけました公共的空間防犯カメラが130台あります。

合計しまして、今は2,522台というふうに私どものほうで把握しております。

高見委員

個人で取り付けられる分についてはどうのこの言わないのですけれども、当初、町内会でつける場合は何か規定を設けるという話が出ていましたよね。

例えば誰が管理して、何かあった場合にはそのデータをどういう形で警察に提供してもいいとか駄目であるとか、そういう規定を町内会で作ると言うことを言っていたのですが、

現在はどうなっているのでしょうか。

生活安全交通課長 現在も補助金の設置要綱の1つとして皆様に要綱をつくっていただいておりますが、こちらのほうからひな形をお示ししております。よくトラブルになりかねないものとして、具体的には、個人情報に関係で、録画されたカメラの中身を町内会の方が独自に見ることができる場合、「何であんたがそれを知っとるがか」など、そういうふうなことになりかねません。そういうものは全て、犯罪が起きたときに警察の方、もしくは捜査機関のほうに調べていただくということを明文化しておかないと、町内会のほうで、後でプライバシーの侵害ですとか何とかということが起こりますので、補助金申請には必ず要綱をつけていただいているところでございます。

高見委員 しっかり指導されていてありがたいです。もうこれだけ、約2,500台ありますので、やっぱり各町内にしろ、つけているいろいろな施設にしても、そういう規定をしっかりと守りなさいということは、折に触れて、随時徹底していかないと、なあなあになってしまいかねません。誰がどのような形で映像を公に流してしまうか分からない時代ですから、

その辺をしっかりとやってくださいね。お願いします。

鋪田委員

横断歩道ルール・マナー定着事業に関して、これについては本会議でも答弁があったのですけれども、答弁の中身について確認させていただきます。

基本的にルールはルールであって、マナーはマナーだと認識するのですが、答弁の中で、ほかの自治体の事例の紹介として、これはマナーとしてなのでしょうけれども、歩行者が謝意を表すというようなことが紹介されました。本来であればルール上は止まらなければいけないのは車であって、止まってくれた車にコミュニケーションとしてありがとうと言ってもらえば、ドライバーも止まってよかったなという思いになり、それが意識啓発につながることは理解できるのですけれども、事例紹介のときに言われた、歩行者が謝意を示すということの推進を、この事業の中でされていくのでしょうか。その辺について、答弁の真意も含めてお聞かせください。

生活安全交通課長

謝意を示された事例について言及いたしましたのは、長野県のほうでそういうふうなことを行っておられるということで、一例として

挙げさせていただきました。

確かに、謝意を表すということはお互いに心の通い合うといえますか、「今、渡ります」「どうぞ渡ってください」というふうな感じで、お互いに安全確認できるということにもつながるので、非常によいことだと思うのですが、すけれども、まず私どものほうでは、市民意識調査を行うことにさせていただきたいと思っております。富山市には富山市のいろいろな背景ですとか、そういうものがあると思いますので、その意識調査の結果を見た上で、どういうふうな方法がいいのか検討していきたいと考えております。

高見委員

この件に関連して。

今、生活安全交通課長が言われましたけれども、先般こういう事例があったのですよ。中学生の男の子と女の子が二、三人固まって歩いていたと。そうしたら、男の子が横断歩道のところで少しじゃれるというか、もたもたと遊んでいた。そうしたら、女の子が早く渡れと男の子を叱りつけたと。そして、男の子を先に渡らせて、女の子が2人、後から渡るときに、その止まっている運転手さんに頭を下げて「ありがとうございます」と言って渡ったと。

やっぱり教育委員会と連動して学校でそういう指導に取り組むべきです。そうしたら、止まっている運転手も気持ちいいのですよ。それで、次もまた止まってあげようと思うのです。そもそも止まらなければいけないのですけれども、そういう気持ちになっていくということになりますので、そういうことを教育委員会と連携してやってください。これはお願いします。

松井 邦人委員 今ほど市民意識調査を行うと言われましたけれども、どういうふうに行うのかをお聞かせください。

生活安全交通課長 市民意識調査につきましては、市内に居住しておられます満18歳以上80歳以下の男女各1,000人、合計2,000人の方々を住民基本台帳から無作為抽出いたしまして、郵便にてアンケート調査を行う予定としております。

アンケートの内容といたしましては、横断歩道上でのルール、マナーの遵守の状況、そして、認知状況—交通ルールをどこまで御存じなのか。横断歩道の手前、信号機のない横断歩道で止まるのは自分のマナー、思いやりで止まってあげているというふうに間違って考

えておられるのではないかということも想定して、そういうふうな認知状況なども確認するためにアンケート調査を行いまして、課題を見つけて今後の対策方針をつくっていきたいと考えております。

松井 邦人委員 よく一旦停止や、事故の絡みで富山中央警察署などにも話をしに行くことがあるのですが、実際に警察の方がよく言われるのは、結局は運転手のマナーの問題だということで結論づけて終わらせられることが多いのです。そういった意識調査をすることも大事なのだろうけれども、やはり実は運転しているドライバーに対する働きかけをどうするのかということが一番重要であります。

そういった意味では、本当にこういうことで効果があるのかということについて、正直疑問に思うので、ここはしっかりと精査しながら対応してもらわないと、気休めにしかならないような気がします。

生活安全交通課長 この意識調査におきましては、どのような設問を設定するかということについて、県警ですとか、あとは交通安全協会の方々とも綿密に打合せを行って、課題を見つけて、具体的にどのように反映させていけばいいのか検討

するという事も予定しておりますので、意識調査を有効に、最大限効果が上がるものとしていきたいと考えております。

松井 桂将委員 この横断歩道のルール、マナーの定着については、ルールは交通法規であって、マナーというものは県民性ですとか、そういったところがあるのではないかなと思います。

法規上は反則金が普通車で9,000円、点数は2点です。一番重要なのは、横断歩道上の事故は人対車なので、非常に死亡事故につながりやすいということです。

横断歩道上での車と人の人身事故件数の推移は、実際にはどうなっているのでしょうか。

生活安全交通課長 富山県警察にお伺いしました資料ではございますけれども、令和元年の交通事故の発生件数が、富山市内全体では1,120件ございました。そのうち、横断歩道上で起きました交通事故は、60件というふうに伺っております。

こちらにつきましては、全体の事故の件数からしますと5.3%という低い割合ではございますが、無防備な歩行者が渡るための横断歩道という聖域において人が車にはねられるという事故が60件もあるということは、大

変慮すべきことだと考えております。

金井委員

さっき高見委員がおっしゃっていましたが、中学生が成長して運転免許証を取得するときに、交通ルール、法規を勉強して初めてこの事業の意義が出てくると思います。

ましてや小学生にとっては、ルール、マナーというものは本当にその先十何年と積み重ねないと築けないものですので、これは息の長い事業になるのではないかなと思います。

やっぱり富山は車社会ですから、交通事故が少なくなるように、歩行者と車の安全を両方とも守らなければならないという意味では、継続してずっと続けていかなければならない、長期的な視野が必要となる事業になると思います。よろしくお願いします。

分科会長

次に、スポーツ健康課所管分について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

鋪田委員

富山市スポーツ施設の指定管理者の指定及び債務負担行為の追加についてなのですが、最近では民間の事業者による公的な体育施設の指定管理が増えているように思います。

今回、まず富山市民プールの指定管理者となられる富山FSパートナーズの、他施設にお

けるこれまでの受託実績、あるいは提案としてこんなことをやっていきたいということがもしあれば、ごく簡単で結構ですのでお聞かせいただきたいと思います。

スポーツ健康課長 後ほどの厚生委員会において御説明をと思っていたのですが、今回、富山市民プールの指定管理者候補になっております富山FSパートナーズにつきましては、共同企業体の名前として、構成員が株式会社フクシ・エンタープライズ並びに三幸株式会社という2社になっております。

2社とも本社は東京に所在しております、これまで全国各地で、プールをはじめ、本当に多数のスポーツ施設の指定管理を請け負ってきておられまして、大変多くの施設を、長い期間にわたり管理してきた実績を有しているところでございます。そういった点で、我々としても十分施設の管理を任せるに足りるというふうに判断しております。

また、申請に当たりまして、指定管理候補者のほうからは、これまで以上の一当然、施設の適切な管理運営ということはもちろんでございますが、自らのノウハウを生かしたさらなる施設の利活用の促進といった観点の提案ですとか、実施事業についても、そういった

観点で有意義な提案を頂いているところでございますので、そういった点でも、今後の施設の活用促進に十分そういったノウハウを生かしていただけるのではないかとというふうに考えております。

鋪田委員

本会議の答弁では、富山市体育協会としては、これまで何か特別な教室というようなことに関わっていたわけではないので影響は少ないということでありました。

今回、受託される企業においては、今ほどスポーツ健康課長から答弁があったように、さらなる利活用という提案があったということなのですが、富山市体育協会といたしますか、今まで富山市民プールとして独自に企画をやっていらっしやったと思うのです。それに加えて、さらに利活用を見込める提案があったということなのでしょうか。

スポーツ健康課長

これまでも、富山市体育協会と、あとは富山市民プールについてはNPO富山スイミングクラブが、プールを活用した教室ですとか、スイミングのレッスンというような活動をやってきておられます。

今回、新たな指定管理候補者におかれましても、これまでどおりNPO富山スイミングク

ラブとの連携や、あとは富山市体育協会もスタジオスペースを利用した教室をやっておられますので、これまでどおりそういった連携を行いつつ、さらに利用者サービスの向上ですとか、新たな自主事業といったようなところで、プラスアルファでさらによりよいものができるかということで、今後そういったものを検討していただけるというふうに考えております。

鋪田委員 ということは、競技統括する団体と、ある種、レクリエーションに参加している人も含めた競技団体と、今回指定管理を引き受ける3者がそれぞれ持ち味を生かして、よりよいプール運営をしていこうとしていると理解してよろしいのですね。

スポーツ健康課長 はい。そのように御理解いただければと思います。

分科会長 ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 スポーツ健康課に係る件はないようですので、次に、議案説明資料7ページ、八尾行政サー

ビスセンター移転改修設計業務について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 それでは、細入中核型地区センター移転改修設計業務について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第157号中市民生活部所管分の意見の表明を行います。
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。
以上で、厚生分科会市民生活部所管分の議案の審査を終了いたします。
これで、12月定例会の当分科会に送付されました全議案の審査は終了いたしました。
委員各位に御相談申し上げます。分科会長報告については、正・副分科会長に御一任願

たいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 それでは、そのように取り計らいます。
 これをもって、令和2年12月定例会の予算
 決算委員会厚生分科会を閉会いたします。

令和2年12月定例会
予算決算委員会厚生分科会記録署名

分科会長 高 田 真 里

署名委員 橋 本 雅 雄

署名委員 松 井 桂 将